

## ○重層的支援体制整備事業

飯田市福祉課 課長補佐 澤柳 八千江 氏

## ○移行準備事業

長野市福祉政策課 課長補佐 大塚 俊介 氏

富士見町住民福祉課社会福祉係 係長 植松 真実 氏

# ～飯田市重層的支援体制整備事業～

令和4年11月2日  
重層的支援体制整備事業自治体向けセミナー  
飯田市福祉課

1

## 長野県飯田市の取組(令和4年度重層的支援体制整備事業)

長野県飯田市（令和4年7月）

人口 : 97,613 人  
男性 : 47,102 人  
女性 : 50,511 人  
世帯 : 40,228 世帯  
面積 : 658.66 km<sup>2</sup>  
高齢化率 : 33.0% (令和4年4月)

令和4年9月1日現在の市役所内の体制

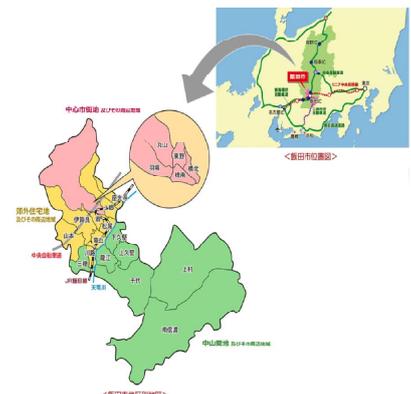
【健康福祉部】  
子育て支援課、長寿支援課、保健課、福祉課

【福祉課】 地域福祉係（正規4 臨時1）  
障害福祉係（正規7 臨時4）  
生活福祉係（正規7 臨時5）  
重層的支援係（正規2 臨時2）  
給付金担当（正規1 臨時1）34人

【飯田市の概要】

飯田市は、本州のほぼ中央、長野県の南部に位置し、天竜川や中央・南アルプスに囲まれ、温暖な気候で暮らしやすく、焼き肉、人形劇の街として知られています。

保育所等44施設、小学校19校、中学校9校、高等学校5校、大学等2校



- 令和3年4月 重層的支援体制整備事業を実施（モデル事業未実施）  
福祉課に重層的支援係を新設（正規（事務1、社会福祉士1）臨時（社会福祉士1）3名）  
どこに相談していいかわからない相談やひきこもりの相談窓口として『福祉まるごと相談窓口』を設置。  
多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチによる伴走支援は直営で実施  
ひきこもり家族学習会の開催  
市内20地区（小地域）地域福祉課題検討会の実施（令和元年度～継続）
- 令和4年4月 重層的支援係を増員（臨時保健師1 3名→4名体制）  
ひきこもり家族学習会の開催（アウトリーチによる伴走支援）  
職員研修の実施  
関係機関向け支援者研修の実施  
出張相談の開催（山間部の小地域を対象 社会福祉協議会と合同）  
市内20地区（小地域）地域福祉課題検討会の実施継続

2

## 重層的支援体制整備事業実施の取り組み経過

平成31年2月	民生児童委員によるひきこもり調査（県実施 110人）
令和元年9月	議会答弁でひきこもりの相談窓口の設置意思を明言
令和元年7~11月	ひきこもり等に関する庁内打合せ会（3回）
令和2年6月	社会福祉法の一部改正
令和2年8月	令和3年度重層事業実施に関する所要見込額調査
令和2年9~10月	庁内協議（部長会、財政部門等）
令和2年11月	令和3年度所要見込み額調査（国 最終確認）
令和2年11月	令和3年度当初予算要求（市）
	第2期飯田市地域福祉計画（素案）に記載を決定
令和2年11月	国の説明会
令和3年2~3月	庁内関係機関への説明等
令和3年4月	福祉課へ重層的支援係を新設 3名体制 「福祉まるごと相談」窓口の設置

## スタート時の戸惑い、不安

- ①理念や概念はわかるけど、具体的に何から始めればいいのか？
- ②今までも、それぞれの事業をそれぞれの部署で実施しているのに、なにを変えないといけないのか？
- ③自治体に取り組むメリットはどこにあるのか？
- ④3つの柱（相談支援、参加支援、地域づくり）を一体的にやるってどういうこと？
- ⑤国への報告、予算や決算をまとめればいいのか？
- ⑥地域住民の支え合いを理念としているけど、地域住民に今以上の負担感を与えることにならないか？
- ⑦地域共生社会に向けて、個人や地域、団体にどうアプローチしていけばいいのか？
- ⑧重層事業がいう、アウトリーチによる継続的支援で、ただ家庭訪問をすればいいのか？
- ⑨新たな事業部分（多機関協働事業）の交付金はどのように使えるのか？
- ⑩ひきこもりの対応をやっていけば重層事業をやっているといえるのか？
- ⑪今もサロンや居場所はあるけど、地域づくり事業として新たに何か作ったほうがいいのか？

# 第2期 飯田市地域福祉計画 飯田市地域福祉活動計画

「誰もが主役、皆が地域で支え合う、住み慣れた地域で共に生きていくために」  
令和3年度～6年度

## 第3章 地域福祉推進のための仕組みづくり

### 1 地域福祉の推進体制

「地域共生社会」を目指して地域福祉を推進するためには、地域住民、まちづくり委員会等の地域団体、社会福祉事業を目的とする事業者、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、ボランティア等の活動と相まって、相互に連携して相談支援に当たることができる体制と活動が必要となります。

#### (6) 重層的支援体制の整備

- ・ひきこもりなど従来の福祉制度の狭間の課題、8050問題など各分野を横断する問題などに対応する「重層的支援体制」の整備に向けた取り組みとして、市に相談者の属性、世代等に関わらず相談を受け止める包括的な相談窓口を設置し、各相談支援窓口との連携強化を図る体制作りを進めます。
- ・必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的な支援を実施します。
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を結びつけ、社会とのつながりを回復する支援を進めます。
- ・地域福祉コーディネーターによる小地域での福祉活動や社会資源の開発を支援し、または直接支援を行う関係者と調整を図ることにより、問題を抱える相談者が地域社会から孤立することを防ぐとともに、地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を進めます。



5

## 飯田市重層的支援体制整備事業の体制 関係機関の位置づけ (社会福祉法の位置付け)

### (1) 包括的相談支援事業 ～断らない相談支援～

分野	実施事業	相談機関	担当課等
高齢・介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター 基幹包括支援センター	長寿支援課
障害	相談支援事業	飯田市子ども発達センターひまわり 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる	子育て支援課 福祉課
子ども	利用者支援事業	母子保健コーディネーター 子ども家庭応援センター 飯田市子ども発達センターひまわり	保健課 子育て支援課
生活困窮	自立相談支援事業	飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田	福祉課

### (2) 地域づくり事業 ～多様な場や居場所～

分野	実施事業	実施場所	担当課等
高齢・介護	地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	各地区 各地区	長寿支援課
障害	地域活動支援センター事業	市内8か所	福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業	市内12か所	子育て支援課
生活困窮	共助の基盤づくり事業	各地区	福祉課

6

## 飯田市重層的支援体制整備事業の体制 関係機関の位置づけ（社会福祉法の位置付け）

### (3) 多機関協働事業（直営） ～関係機関の調整、連携の円滑化～

#### ア 多機関協働事業

- 「福祉まるごと相談窓口」の対応（来庁者や電話での相談対応、同行支援、訪問、情報収集等）
  - ・相談者の話を傾聴し、相談者の想いを受け止め、福祉サービスが必要であれば専門機関に繋ぐ。
  - ・相談者と一緒になって今よりいい状態になれるよう考える。
  - ・同行支援、家庭訪問により、不安になっている相談者に寄り添う。
  - ・多機関が関係する場合は必要に応じて重層的支援会議、支援会議（個別ケース会議）を開催
- 庁内、庁外の関係部署からの相談、対応、支援、連携
- 地域共生社会に向けての意識付け、周知
  - ・職員向け研修会、支援者（関係機関向け）研修会の実施、研修会の参加、
- 庁内関係部署（高齢、障害、子ども、生活困窮分野）との会議、連絡調整及び事務的処理
- 福祉部署のみならず庁内他部署との連携（SDG s 推進部門、教育委員会、公民館、まちづくり部署等）
- 社会福祉協議会、若者サポートステーション、地元NPO、子ども応援プラットフォーム等との連携
- 重層的支援体制整備事業実施計画の策定（単年度計画）

7

## 飯田市重層的支援体制整備事業の体制 関係機関の位置づけ（社会福祉法の位置付け）

#### イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ひきこもり対策
  - ・当事者本人はもとよりまずは家族の気持ちを受け止める。
  - ・家庭訪問を通して、相談者とながりをもち続ける。当事者との関わりをもつ。徐々に社会参加にむけた支援を行う。
  - ・ひきこもり家族学習会の開催、その後の継続的支援の実施
- 出張相談の実施
  - ・山間部を中心に本庁舎に相談に来られない方を対象に社会福祉協議会と合同で相談会を実施。
- 「福祉まるごと相談窓口」の周知、広報

#### ウ 参加支援事業

- 社会資源の見える化
  - ・地域福祉コーディネーター（飯田市社会福祉協議会へ委託）とともに地域の社会資源を見える化し、狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行う。

8

# 福祉まるごと相談窓口

- 令和3年4月 福祉課内に新たに重層的支援係を設置
- 令和4年4月 事務（係長）社会福祉士2名、保健師1名 計4名

- どこに相談すればよいかわからない困りごとや悩みがある
- ひきこもりの家族のことを相談したい
- 家庭内に課題がいくつもあってどうしていいかわからない
- 80代の親と50代の子、将来の生活が心配だ
- 誰かに悩みを聞いてほしい…
- 一人では不安だから一緒に考えてほしい
- 相談するのに勇気がいる、相談場所まで行けない
- 誰かに背中を押してほしい。
- 当事者や家族ではないけど、知り合いに心配な人がいる。



重層的支援体制整備事業の仕組みを利用した多機関協働事業、アウトリーチによる伴走支援、参加支援事業で対応。



一緒に考える。  
家庭訪問により相談しやすい環境、顔の見える環境を作る。  
同行支援により安心して手続きが行える。  
行政のネットワークで制度や手続きなどの情報収集、相談機関との連携を行う。

9

## 令和3年度 相談対応実績

### 【新規相談】 213件

- ア 市民、民生委員等からの相談（窓口、電話）新規相談件数 … 146件  
（本人、家族、親族、地域の方、議員、民生委員等）
- イ 庁内外関係機関からの新規相談、新規情報共有件数 … 67件  
（庁内関係部署・・・保健師、長寿支援課、子育て支援課、病院、自治振興センター窓口、市立病院等）  
（庁外関係部署・・・社会福祉協議会、まいさぼ飯田、包括支援センター、障がい者施設、医療機関等）

### 【新規相談数の主訴】

- ア ひきこもり…31件（家族会への参加者を含む）
- イ 病気、介護、精神…56件
- ウ 家族…18件
- エ 借金、生活苦…50件
- オ 住宅…10件
- カ 職場・就労…5件
- キ 夫婦・男女間…12件
- ク その他…31件（ご近所トラブル、各種制度説明等）

\* 主訴は相談を受けた担当者が判断した区分。

### 【継続対応、継続相談】 延べ391回

- ア 家庭訪問数…63回
- イ 情報共有、情報提供、情報収集件数…134回
- ウ 同行支援…11回
- エ ケース会議…8回
- オ その他（来庁、電話対応等）…175回

10



# ひきこもり支援



<ひきこもりの定義> ※ひきこもりは病名ではなく、状態を説明した言葉です。

- ・様々な要因の結果として、社会参加を回避し、原則的には、6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
- ・他者と親密な会話を必要としないところへの外出（コンビニへの買い物・ドライブ等）は可能なこともある。

実施内容	ひきこもり家族学習会
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ ひきこもり家族学習会の開催</li> <li>★ ひきこもり研修会への参加</li> <li>★ いいだ若者サポートステーションとの連携</li> <li>★ 同行支援（ハローワーク、病院、まいさぼ飯田、他相談機関）</li> <li>★ 家庭訪問（定期的、随時）</li> <li>★ 家族相談</li> <li>★ 参加支援、アウトリーチによる伴走型支援</li> <li>★ 相談窓口の広報</li> <li>★ 自殺対策（保健課）、不登校対策（教育委員会）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ ひきこもり家族学習会</li> <li>R3年度 R4.3.11 11家族参加</li> <li>R4年度 1回目 R4.7.15 14家族申込 11家族参加</li> <li>2回目 R4.9.15 13家族申込 10家族参加</li> <li>3回目 R4.11.17（予定）</li> <li>・講師：長野県精神保健福祉センター等</li> <li>・関係機関：サポステ、障害者相談支援事業者、まいさぼ、NPO</li> <li>・内容：講義、家族交流会 グループワーク</li> <li>・終了後：個別相談会 → 継続的な家庭訪問、面談、電話等</li> </ul>

## 今の戸惑い、不安 課題

- ① ひきこもりの対応は“福祉まるごと相談窓口”を掲げたことで増えてきたが、なかなか当事者につながらず出口が見えない。家族のよりどころになっているが、ケースが増える一方。どのように対応していくのがいいのか  
また、小中学校からの不登校・高校中退など若者のひきこもりの対応はどうしたらいいか。
- ② 継続的に相談対応人材（有資格者）が確保できるのか。
- ③ 庁内連携のため職員向け研修会を行ったが、なかなか福祉部門以外との連携が進まない。どのように体制整備を進めればいいのか
- ④ 地域づくり事業は法で位置付けられている事業のほかに、新たな交付金をどのように活用すれば、一体的にできている、と言えるのか
- ⑤ 行政職員は異動が付きもの。このまま直営でやっていけるのか。事業の委託の検討が必要。
- ⑥ 地域の支え合いって、個人だけではなく、社協、NPO、企業、団体に担ってもらいたい、というけど、具体的に何をしたら今以上に地域の支え合いにつながるのか。
- ⑦ 重層事業は地域共生社会の実現、という大きな目標を掲げているが、単年度の事業の評価を、となったとき、何を指標に、どのように見える化していけばいいのか。  
まだまだ多数ありますが・・・

ご清聴ありがとうございました

# 重層的支援体制整備移行準備事業の 取組み状況について

長野市保健福祉部 福祉政策課



## ①長野市の概要

面積: 834.81km<sup>2</sup>  
(中山間地域: 619.91km<sup>2</sup>)  
標高: 327.4m~2,353m  
人口: 約 37万人

H17年 1町3村  
H22年 1町1村 と合併

面積約2倍に

市域の約4分の3は  
中山間地域

うち中山間地域の人口  
約3万人



## ② 移行準備事業に至るまでの大まかな経緯

3

### 令和2年度

関係機関への助言やネットワーク構築等を行うことにより、複合化した福祉に関する課題を抱える住民がどの支援機関で相談しても適切な支援が受けられる状態を実現することを目的に、**モデル事業「福祉の総合相談体制一元化事業業務委託」**を実施。



市議会定例会において、重層的支援体制整備事業への取組みに関する市の所見について質問を受ける。



保健福祉部内の協議により、移行準備事業に取り組むこととし、主務課を福祉政策課とした。

## ③ 移行準備事業の取組み

4

### 令和3年度

- 社会福祉協議会に包括化推進員を配置
- 重層的支援体制整備事業推進検討会の設置



#### <作業部会の取組状況>

- 第1回：令和3年5月24日 重層的支援体制整備事業の概要
- 第2回：令和3年7月2日 相談支援事業及び関係支援機関との意見交換会
- 第3回：令和3年9月29日 重層的支援体制の構築に向けた課題整理と体制
- 第4回：令和3年11月11日 多機関協働事業の相談支援状況
- 第5回：令和3年12月27日 長野市版つなぐシート(案)

主に制度の勉強会、複雑化・複合化した相談事例の共有、包括的相談支援事業の断らない相談についての検討を行う。

課題として、関係課との意見の調整に時間がかかり、検討に時間を要した。

### ③ 移行準備事業の取組み

5

## 令和4年度

重層的支援体制整備事業推進検討会に加えてコアメンバー会議の開催

#### <作業部会の取組状況>

- 第6回：令和4年4月20日 作業部会の進め方
- 第7回：令和4年5月24日 つなぐシート（案）の運用、長野市相談機関一覧の作成
- 第8回：令和4年7月26日 重層的支援会議・支援会議（シュミレーション）
- 第9回：令和4年8月26日 アウトリーチ等通じた継続的支援事業
- 第10回：令和4年9月27日 参加支援事業

概要的な説明が中心となり、具体的な検討が進まないため、包括的相談支援事業、アウトリーチ等通じた継続的支援事業、参加支援事業の現状の洗い出しを中心に実施。

今後は、把握した長野市の課題等に対して、支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用した人員配置等を検討。

### ④ 重層的支援体制整備事業 検討体制について

6

#### 1 推進検討会及び作業部会について

「長野市重層的支援体制整備事業推進検討会設置要綱」（令和3年5月）

##### ○推進検討会（課長級）

- 1 事業に関わる庁内関係課等が所管する既存の施策及び事業の情報共有及び課題の整理
- 2 移行に向けた庁内関係課等の連携体制の検討
- 3 移行に係る課題の整理、移行予定年度及び「具体的取組の検討
- 4 実施計画の作成

##### ○作業部会（課長補佐級）

- 1 上記事項に係る調査、研究、調整等を行う。
- 2 実質的には、課題の整理、具体的取組、実施計画の素案を作成し、推進検討会に諮る役割を担っている。

##### ▶構成メンバー

保健福祉部・こども未来部・教育委員会・保健所 10課

##### ○コアメンバー会議（令和4年度から開催）

関係課の中で事前に打ち合わせたい案件がある場合に、随時実施する。



作業部会の様子



# ⑥作業部会の取組

9

## ○つなぐシートについて

支援関係機関 紹介状(つなぐシート) (別紙2)

受付年月日	年 月 日	受付機関	担当者	電話番号	内線( )
-------	-------	------	-----	------	-------

■基本情報

本人(支援対象者)					
心りがな	世帯人数(居住実態)	性別	男性	女性	( )
氏名	名	生年月日	入正	昭和	平成
住所(居所)	千	興野市			
電話	自宅( )		携帯( )		

■同居等の家族(氏名、年齢、性別、職業等)について、わかる範囲でご記入下さい。(別紙9)

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。

1 医療、福祉の相談	病名・疾患	メンタルヘルス	介護	障害
2 収入の相談	生活費	債務(借金)	滞納	税金
3 仕事の相談	労務	転職	仕事内容	人間関係
4 家庭の相談	家族	DV・虐待	ひきこもり	家族介護
5 子育ての相談	育児	妊娠	出産	発達
	不登校	学習支援	進学	教育資金
6 住まいの相談	家賃	住居	保証人(公営住宅・民間)	
7 その他の相談	権利保護	地域関係	農林支援	その他(※必ず記入)

具体的に相談内容、配慮すべき事項、その他特記事項があれば記入ください。(別紙9)

○相談支援にあたり、必要となる個人情報関係機関(者)と情報共有することに同意します。  
なお同意にあたっては、別紙「協力的支援体制整備事業における個人情報保護に関する取扱規程」について説明を受けました。

年 月 日 署名

■相談受付機関の既存の相談シート(アセスメント)等をお必要添付して情報提供してください。  
※添付しない場合、下記に必要事項をご記入ください。

別紙相談シートの有無	有	無	
------------	---	---	--

世帯の生活状況

別紙のとおり	下記のとおり	*家族関係図(ジェノグラム)
--------	--------	----------------

■既に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)  
別紙のとおり 下記のとおり 不明

機関名	支援内容(把握できた範囲)

■特記事項

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)
1 介護 法律 書 子育 生活 その他	
2 多機関協働事業者	紹介先がわからないため(該当する組織やサービスがない等) 種別など詳細があり受付機関の役割の分担が不明なため 生活の支援機関がわからない、又は地域にないため 本人の職がなく、連絡調整(支援協議)にて検討したいため その他( )

※紹介先(支援機関) 機関名

処理機関	年 月 日 担当
------	----------

■紹介先機関 スクリーニング実施日

■相談結果・方針  
※相談結果の紹介先へ共有してください

情報提供や相談8割のみで終了  
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ(つなぎ先) )  
引き続き紹介先で相談を継続  
多機関協働チームを作成する(一重層の支援の導入)  
本人同意を得て取り組む支援の検討(一重層の導入)

# ⑥作業部会の取組

10

## ○相談機関一覧表について

長野市相談機関一覧 ※未定稿

相談項目	No.	相談内容	機関名	※あった場合に該当する機関	所管課	所在地	電話番号	受付時間	備考
病気・医療について	1	在宅医療に関すること(診療、福祉、介護の連携者からの在宅医療に関する相談窓口)	在宅医療・介護連携支援センター 長野市 民病院		地域包括ケア推進課	富竹133番地1	295-1191	平日 8:30~17:15	
	2	医療機関で受けた治療や説明に関すること	在宅医療・介護連携支援センター 篠ノ井 総合病院		地域包括ケア推進課	篠ノ井金696-1	261-1031	平日 8:30~17:15	
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関すること	長野市保健所総務課(長野市医療安全支援センター)		長野市保健所総務課	若里6丁目6-1	226-6000	平日 8:30~17:15	
	4	難病患者の療養・生活に関すること	長野市保健所健康課(感染症対策担当)		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9984	平日 8:30~17:15	
医療費について	5	(国民健康保険の)高額療養費(後援世帯用認定)に関すること	国民健康保険課(給付担当)		国民健康保険課	長野市庁舎第一庁舎1階	224-7229	平日 8:30~17:15	
	6	福祉医療制度に関すること	福祉収支課(福祉医療担当)		福祉収支課	長野市役所第二庁舎2階	224-7829	平日 8:30~17:15	
	7	(医療に関する)医療費の給付に関すること	長野市保健所健康課(難病精神保健担当)		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9955	平日 8:30~17:15	
	8	未熟児療養費・小児慢性特定疾病医療費・自立支援医療(育成医療)費給付に関すること	長野市保健所健康課(母子保健担当)		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9955	平日 8:30~17:15	
	9	自立支援医療(精神通院)に関すること	長野市障害福祉課(手帳担当)		障害福祉課	長野市役所第二庁舎1階	224-5030	平日 8:30~17:15	
こころの問題(メンタルヘルス)について	10	こころの健康(アルコールや煙草対策の相談を含む)に関すること	長野市保健所健康課(難病精神保健担当)		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9955	平日 8:30~17:15	
	11	精神保健相談に関すること(精神科による相談)	各保健センター		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9955	平日 8:30~17:15	
	12	精神保健相談に関すること(精神科による相談)	長野市保健所健康課(難病精神保健担当)		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9955	平日 8:30~17:15	
健康について	13	各種健康相談、健康、食生活等に関すること	長野市保健所健康課(健康づくり担当)	○	長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9953	平日 8:30~17:15	
	14	高齢者の介護予防活動に関する相談(介護予防教室の案内など)	各保健センター		長野市保健所健康課	若里6丁目6-1	226-9955	平日 8:30~17:15	
ひきこもりについて	15	ひきこもりに関する悩み、本人への働きかけに関すること	各地域の地域包括支援センター		地域包括ケア推進課	長野市役所第二庁舎1階	224-7174	平日 8:30~17:15	
	16	生活支援相談や就労、経済的困りごとに関すること	長野市保健所健康課(難病精神保健担当)	○	生活支援課	大字観音寺町1714-5 長野市ふれあい福祉センター2階	219-6880	平日 8:30~17:15	

### 3 アウトリーチ等を通じた継続的支援について

長野市のアウトリーチ支援の  
現状について  
(ワークショップの様子)



#### (1) 長野市の現状

①	各課でのケースワークを含めると、おおよそアウトリーチ支援を実施している ※同意のない相談を除く
②	相談を積極的にキャッチする、つなぐ、実態を調査する、という観点では手薄な部分がある
③	障害が疑われる方の支援など、主たる相談支援機関は明確でないものの、現状複数の機関で対応している

### (2) (重層) アウトリーチ支援事業の方向性について

#### ○既存の体制では、支援が難しいこと

1	情報収集に関するアウトリーチ支援（積極的な情報収集による相談機関へのつなぎ、案内）
2	障害が疑われる方へのアウトリーチ支援
3	高校、専門学校、大学に在学中/中退している方がいる世帯への支援
4	本人同意がない相談に対するアウトリーチ支援（重層事業でも対応できない→支援会議で情報を共有）

#### ○ワークショップで出た意見

1	個別ケースを持たず地域や関係機関へ出向き、積極的な情報収集を行うことで、今ある相談窓口とつながることを目的としてはどうか
2	対象者を絞らず、アウトリーチ支援事業では狭間のケースへ対応していくのはどうか
3	主たる相談支援機関が定まらない場合、多機関協働事業の利用、及び（既にまいさぼ長野市に配置している）アウトリーチ支援員による個別支援を行っていけばいいのではないか

## 4 参加支援事業について

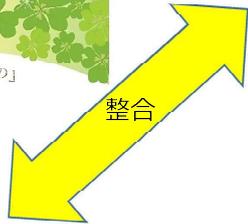
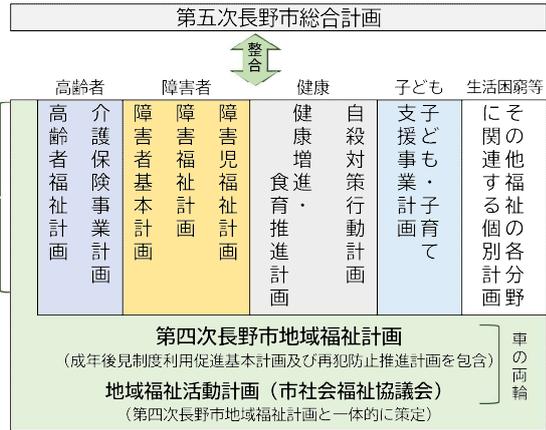
## (1) 長野市の現状

①	参加支援の機能として、それぞれ対象者別に機能を有しているが、各分野で独自に行っているものも多く、長野市全体の地域資源に対し、コーディネート機能を有している機関は少ない。
②	参加支援事業の対象者が見えにくいところもあり、分野横断的な柔軟な参加の場の開発が行えていない。
③	各分野、地域ごとに地域（社会）資源があるなかで、それぞれの機関だけで把握しているものも多く、複数の機関で共有できるような仕組みがない。

## (2) 参加支援事業の方向性について（作業部会で検討中）

①	現状の社会（地域）資源を地図などに落とし込み、可視化することで、支援が必要な人に参加の場を既存の社会資源の中から見つけ、円滑につなげる体制の構築を行ってはどうか。
②	本事業は包括的相談支援、地域づくりと一体的な実施が必要とされるものであるため、本市における地域福祉計画上の「資源共有単位」、「住民自治協議会ブロック単位」において、行政、民間主体、地域住民等が参画し、課題を共有したり、新たな資源開発に向けた意見交換等を行える体制整備を行ってはどうか。
③	上記に加え、個別支援と地域支援の2つの支援の両輪を一体的に推進するため、市社協に設置している「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」とも連携した取組を行ってはどうか。

5 地域づくり事業について



長野市重層的支援体制事業  
実施計画

※第四次長野市地域福祉計画

<施策の体系>

基本目標2 一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が  
有機的に連携できる仕組みを整備する

施策2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な  
支援体制の整備

⑦これからの取組み及び課題について

○これからの取組み

令和5年度（予定）

- 4月
  - ・実施計画案の見直し（随時）
  - ・関係機関等に対する重層的支援体制整備事業の説明（随時）
- 8月
  - ・新規拡大事業に向けた準備（概算要求など）
- 9月
  - ・一括交付金に向けた予算対応
- 11月
  - ・移行に向けた関係支援機関との意見交換会の開催
  - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の業務委託準備
- 12月以降
  - ・庁内における重層的支援体制整備事業の周知
  - ・包括的相談支援事業者への業務内容に関する説明
  - ・ホームページや広報NAGANOなどによる周知

○課題

- ・4分野において委託業務が多いことに起因する、庁内外関係機関との意識の醸成
- ・一括交付金に移行する関係課が多数存在することから、庁内関係課との調整
- ・関係課で担っている業務の現状の洗い出しを丁寧に行い、既存の制度の対象となりにくいケースの適切な把握
- ・多機関協働事業・アウトリーチ等通じた継続的支援事業・参加支援事業と地域づくり事業との連携と協働

# テーマディスカッション

---

## 「事業内容をより深めるためのディスカッション」

### 登壇者（再掲）

飯田市福祉課 澤柳 八千江 氏

長野市福祉政策課 大塚 俊介 氏

富士見町住民福祉課 植松 真実 氏

長野県健康福祉部地域福祉課

コメンテーター 厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
地域共生社会推進室 清水室長補佐

## 重層的支援体制整備事業へのよくある疑問

- 重層的支援体制整備事業って、やらなきゃいけないの？
- 交付金の仕組みや、色々な会議や支援プランとか、手続や業務が面倒なんですけど
- 「地域づくり」って何したらいいの？

ひと、くらし、みらいのために



## 重層的支援体制整備事業って、やらなきゃいけないの？

- ・ 「断らない相談支援」とかって言われるけれど、いまでも、それぞれの相談窓口では、きちんと相談に対応しているし、必要があれば、他の相談支援機関にケースをつないだり連携もできているし、各担当者もよく知っているから、。
- ・ そんな大きな町ではないから、地域で問題となっているケースも、把握できている。
- ・ いまでも“できている”けれど、「重層的支援体制整備事業」って、やらなきゃいけないんだろうか？



## 手続や業務が面倒なんですけど

- ・ 交付金って分野横断的に自由に使えるものかと思ったけどそうでもない。既存事業については財政的なメリットがあるわけでもない。交付金としてまとめることって意味があるのだろうか。
- ・ 他にも、重層的支援会議の実施や、支援プランの作成など、新たな業務が増えるのではないか。
- ・ 重層事業を実施するメリットって何だろう？



3

## 「地域づくり」って何したらいいの？

- ・ 「地域づくり」って、サロンとか、体操教室とか開催することかな？
- ・ 説明会とか勉強会を開いても、来てくれるのはいつも同じ人。民生委員さんや自治会長さんをお願いして、ようやく人数を揃えている状況。
- ・ 地域の方からも、「忙しいのに、また何をさせようとしているの」と怒られたばかり。
- ・ 一体、何をすればいいんだろう？



4